令和８年度赤磐市国民健康保険重複多剤服薬適正化業務に係る仕様書

１．業務名

赤磐市国民健康保険重複多剤服薬適正化業務

２．目的

赤磐市（以下、「市」という。）の国民健康保険の被保険者全体の服薬・投薬行動における課題、潜在的なリスク（多剤や重複、相互作用、副作用等有害事象の発生等）を改善・解消して服薬状況を適正な状態に保つことにより、被保険者の健康保持、増進を図る。

また「赤磐市国民健康保険第３期データヘルス計画」において実施する保健事業の一つに、重複服薬者、多剤服薬者勧奨事業を位置づけており、適正服薬対策として重複服薬者及び多剤服薬者を適切に抽出し、対象者の行動変容につながる通知を行う必要がある。より効果的な事業実施のためには、市の有するデータ等を活用し、専門的な医療知識やノウハウをもって分析等を行うことが必要となるため、適正服薬対策について受託実績がある業者へ委託するものである。

３．委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

４．業務体制

受託者は本業務の遂行にあたっては、責任者及び担当者を置き、市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者或いは担当者は、重複多剤服薬適正化業務と同様の業務に従事した経験を有する者とする。

５．業務内容

市は受託者に対して、次の事業に係る業務を委託する。

（１）業務計画の作成
（２）レセプト等のデータ分析
（３）対象者への通知
（４）コールセンターの設置
（５）効果測定報告書の作成
（６）保健指導対象者リストの作成
（７）専門師会との調整

６．業務の実施方法

（１）業務計画の作成

① 受託者は、市が提供するデータ等を分析し、本業務を効果的かつ効率的に実施するための計画を作成すること。

② 受託者は、作成した計画について市の承認を得ること。

③ 受託者は、市と受託者が行う事務について具体的な手順や時期などの詳細を記載すること。

（２）レセプト等のデータ分析

受託者は（１）の業務計画に基づき、市が提供するデータ等を用いて分析を行い、重複服薬者及び多剤服薬者の選定を行う。

①　重複・多剤服薬者リストの作成

受託者はデータ分析により、重複・多剤服薬者の対象者を特定し、対象者ごとの服薬状況をまとめたリストを作成する。

②　通知対象者の提案及び決定

受託者はデータ分析により、通知すべき対象者を抽出し、抽出データが正しいかを検証・確認し、市の合意をもって、最終的な通知番号、宛名番号、通知内容等を一覧にし、市へ電子データで提供する。

③　抽出条件

対象者抽出においては、厚生労働省が示す「高齢者の医薬品適正使用の指針」に基づき、専門知識を有する薬剤師の指示のもと、ポリファーマシーの概念を熟知した医師と薬剤師が監修を行うこと。

ア　重複服薬者：同一月に複数の同一効能の薬が重複して２月以上連続して処方されている者。

イ　多剤服薬者：同一月に一定数以上の薬剤を処方されており、かつ有害事象のリスクが増大している可能性のある者。剤数については市と受託者で協議の上、定めることとする。

※ア、イとも、通知対象者送付予定数に満たない場合や、大幅に超過する場合は、市、及び受託者と協議の上、選定条件を調整するものとする。また除外条件の詳細についても協議の上、定める。

④　通知対象者の医療費の増減の検証と効果測定

通知対象者の通知前と通知後の服薬状況及び医療費の変化を分析し、事業実施による効果を検証する。またその際、市に効果を明確に示すこと。

（３）対象者への通知

（２）で選定した対象者に対して、医薬品の適正使用を促す効果的な通知物を送付すること。

①　予定通数

１００通程度

②　実施回数

１回。時期については市及び受託者で協議の上、定めることとする

③　送付時期

市及び受託者で協議の上、定めることとする。

④　通知物の内容

重複服薬者と多剤服薬者に対し、それぞれ適正受診や適正服薬を促す訴求力の高いデザインの原稿を作成すること。また、通知対象者の薬局又は医療機関への相談につながるような視認性に訴える通知文書となるよう工夫すること。ただし、必要以上に被保

険者の不安を煽ることのないよう、内容については市と受託者で協議し、必要に応じて医療機関等と調整の上決定すること。

⑤　通知物の形式

市及び受託者で協議の上、定めることとする。

⑥　通知物の印刷

市が提供する情報を基に、送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を印刷すること。宛名印字に関しては漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は市と受託者で協議の上、運用を定めることとする。

⑦　通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、市に事前に校正の確認を行う。受託者は、市の要望による修正を実施するが、その回数は最大３回とする。

⑧　通知物の封入・封緘

作成した通知物を封入・封緘し、発送すること。

⑨　通知書納品

通知発送までに、市に通知 PDF データおよび発送者リスト（CSV）を納品すること。また、通知物発送後は速やかに、市に対し対象者に送付した通知書のサンプルを納品すること。

（４）コールセンターの設置

対象者から寄せられる、通知内容に関する問い合わせに対して、薬剤師等を含む専門のスタッフによる電話対応を行うこと。

①　電話対応に関する資料の作成

受託者は、電話対応内容及び基本的な問い合わせ対応内容を含む業務マニュアルを作成する。

②　実施時期

通知物発送から本契約終了まで実施することとする。問い合わせ対応は、土日祝日及び市の規定に基づく休日（年末年始等）を除く月曜日から金曜日までの午前１０時から午後５時までとする。なお、市の規定に基づく休日について、受託者は市に事前に提出し、承認を得るものとする。

③　対応内容

通知物の送付の趣旨説明及び本通知を薬局又は医療機関へ持参していただき、相談につなげることを主とすること。従って、お知らせ内容の薬の説明や対処方法など専門的な説明は原則として不要であり、「かかりつけ薬局」等への相談に誘導することが目的となること。

④　実施報告

問い合わせ内容の一覧を作成し、市に報告すること。報告は毎月末で締め、翌月に報告するものとする。なお、被保険者からのクレーム等の対応に急を要する事案については、発生の都度報告すること。

（５）効果測定報告書の作成

受託者は、事業実施前後のレセプト等を用いて受診状況や服薬状況の変化、医療費及び薬剤費の削減額（率）の分析等を行い、事業実施による効果を検証し、２月までに書面及びデータで市に報告書を提出すること。なお、効果測定報告書には以下の内容を盛り込むこととする。

① 重複服薬者及び多剤服薬者の通知対象者の抽出条件
② 重複服薬者及び多剤服薬者の通知対象者それぞれの対象者数（候補者数）、通知者数、効果対象者数と合計した人数
③ 重複服薬者向け通知、多剤服薬者向け通知それぞれの削減効果額と合計した削減効果額
④ 通知対象者における重複服薬者、多剤服薬者それぞれの改善人数

（６）保健指導対象者リストの作成

（５）において対象者に通知してもなお、行動変容が見られない者に対して、市が保健師等を含む専門のスタッフにより電話または訪問等の方法で保健指導を行うことができるよう、保健指導対象者リストを作成し、効果測定報告書とともに２月までに市に提出すること。

（７）専門師会との調整

市が専門師会等へ調整または報告等を実施する際には、円滑に事業が進められるように会議に同席する等のサポートを行うこと。

７．関係データ等の提供

市が受託者に提供可能なデータは下記のとおりとする。

① 被保険者データ
（宛名番号、被保険者番号、氏名、年齢、住所、性別）
② 国保資格喪失者データ（通知対象除外用）
（宛名番号等）
③ レセプトデータ
（医科レセプト：21_RECODEINFO_MED.CSV）
（調剤レセプト；24_RECODEINFO_PHA.CSV）
（DPC レセプト：22_RECODEINFO_DPC.CSV）
④ 印刷・発送関連データ（宛名印字用データ）
⑤ 資材作成用データ（市章データ等）

このほかに必要なデータについては、協議のうえ提供する。データ提供は、市から受託者へ原則 LGWAN を通じて行うものとするため、LGWAN によるデータ授受環境は受託者負担にて構築すること。なお、やむを得ない事情等により LGWAN の運用ができない場合は、追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）またはセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により市と受託者におけるデータの授受を行う。

８．事前の打ち合わせ

（１）委託業務の開始に当たり、市・受託者は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。
（２）打合せ場所や日時、方法については、市及び受託者が協議の上で決定する。

９．成果品の帰属

委託業務により生じた成果品（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、受託者に帰属するものとする。ただし、市は、本契約の期間中、受託者との協議のうえ、受託者の定める条件に従って当該成果品を無償で使用することができる。市は、成果品が著作物に該当するしないにかかわらず、成果品を改変、公表等するにあたっては、事前に受託者の承諾を得るものとする。

10. 作業の進捗状況報告

受託者は、業務計画を市と協議して定めるとともに進捗管理を行い、進捗報告を行うものとし、委託期間において、適宜中間成果物の提供を求められた場合は、市の指示に従うものとする。

11. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

12. 情報の保護

（１）受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む。）。
（２）受託者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
（３）受託者は、この契約による業務を処理するために市から引き渡された個人情報（受託者が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後６ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、受託者は、市からの追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、市が廃棄を指示した場合、受託者は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。

13. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、赤磐市個人情報保護法施行条例（令和４年赤磐市条例第２２号）を遵守し、適切な管理に努めなければならない。

また、機密情報として扱い、目的外利用、第三者への提供、漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理に必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

14. その他

（１）契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて市及び受託者が協議して定めるものとする。
（２）契約後、本仕様の内容を変更する必要が生じた場合は、市及び受託者が協議して定めるものとする。
（３）データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。